

## 函館市妊婦支援給付金給付事業実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第10の2に規定する妊婦のための支援給付を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### （実施主体）

第2条 事業の実施主体は、函館市（以下「市」という。）とする。

### （事業開始日）

第3条 事業の開始日は、令和7年4月1日とする。

### （対象者）

第4条 事業の対象者とは、妊婦（医師により胎児の心拍が確認された者）であって、市内に住所を有するものとする。

### （事業の内容）

第5条 妊婦のための支援給付については、妊婦の産前産後期間における身体的、精神的および経済的な負担を軽減し、もって妊婦や胎児である子どもの保健および福祉の向上に寄与することを目的とした「函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）」（以下この要綱において「出産応援給付金」という。）および「函館市子育て応援給付金（妊婦支援給付金）」（以下この要綱において「子育て応援給付金」という。）の支給により行うものとする。併せて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第22項に規定する妊婦等包括相談支援事業を一体的に実施することで、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐなど、妊産婦に寄り添った相談支援の充実を図ることとする。

### （妊婦給付認定の申請）

第6条 前条の給付を受けようとする者は、市長に対して「妊婦給付認定申請書」（別記第1号様式）を提出し認定の申請を行う。ただし、函館市母子保健法施行細則第2条の規定による届出書（以下「妊娠届出書」という。）の提出と併せて行われるときは、「妊婦給付認定申請書」の

提出を要しないものとする。

- 2 令和7年3月31日以前に妊娠届出書を提出した者で、電話等により妊婦給付認定申請の意思が確認できた者については、当該認定の申請があったものとみなすこととする。
- 3 令和7年4月1日以降に流産、死産、および人工妊娠中絶をした者で、妊娠届出書を提出しないものは、市長に対して「妊婦給付認定申請書兼函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）申請書」（別記第2号様式）に、胎児心拍が確認されたことを証する書類を添えて提出し認定の申請を行う。

（妊婦給付認定）

第7条 市長は、妊婦給付認定の申請があったときは、速やかに審査を行い、認定が適当と認めたときは「函館市妊婦給付認定通知書」（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、第9条に規定する出産応援給付金の支給を同時に決定したときは、「妊婦給付認定通知書兼函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）支給決定通知書」（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市は、前項の審査を行うにあたって、必要に応じて、産科医療機関等に妊娠の事実を確認することとする。

（妊婦給付認定の取消）

第8条 妊婦給付認定を受けた者が市外に転出した場合は、転出日をもって函館市の妊婦給付認定が取り消されるものとする。

（出産応援給付金）

第9条 市は、下記に基づき出産応援給付金を支給するものとする。

（1）支給対象者

出産応援給付金は、以下のアからウのいずれかに該当し、妊婦給付認定を受けている者（以下「妊婦給付認定者」という。）に対して支給する。

ア 令和7年4月1日以降に妊娠届出書を提出した妊婦

イ 令和7年3月31日以前に妊娠届出書を提出した者のうち、令和7年3月31日までに函館市出産・子育て応援給付金給付事業に基づく

出産応援給付金の申請が受理されていない者

ウ 令和7年4月1日以降に流産、死産、および人工妊娠中絶をした者  
で、妊娠届出書を提出しない者

(2) 支給内容

支給対象者の妊娠1回につき、5万円の現金支給を行う。

(3) 申請および支給

市は、以下のとおり出産応援給付金の支給を行う。

ア 出産応援給付金の支給を受けようとする妊婦給付認定者は、原則として子ども家庭センター（母子保健機能）（マザーズ・サポート・ステーション）における妊娠の届出時の面談を受けた後、他の市町村で同一の妊娠に係る給付金等の支給を受けていない旨の申告および市の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経たうえで、市長に対して「函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）支給申請書」（別記第4号様式）を提出し支給の申請を行う。

イ アの支給の申請は、原則として、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請予定者が妊娠中に申請を行うことができない場合は、妊娠が確定した日から二年を経過する日までに行うものとする。

ウ 市長は、申請予定者から支給の申請があったときは、速やかに審査を行い、支給が適当と認めたときは「妊婦給付認定通知書兼函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）支給決定通知書」（別記第5号様式）により申請者に通知し、支給を行うものとする。また、支給が不適当と認めたときは、「函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）不支給決定通知書」（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

エ 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

（子育て応援給付金）

第10条 市は、下記に基づき子育て応援給付金を支給するものとする。

(1) 支給対象者

出産応援給付金は、以下のアまたはイのいずれかに該当し、妊婦給付認定を受け、かつ胎児の数の届出をした者に対して支給する。

ア 令和7年4月1日以降に出産した妊婦

イ 令和7年4月1日以降に流産、死産、および人工妊娠中絶をした者で、妊娠届出書を提出しない者

## (2) 支給内容

妊娠していた子ども1人につき、5万円の現金支給を行う。

## (3) 申請および支給

市は、以下のとおり子育て応援給付金の支給を行う。

ア 給付金の支給を受けようとする妊婦給付認定者は、原則として「函館市こんにちは赤ちゃん事業」での面談を受けた後、他の市町村で同一の子どもに係る給付金の支給を受けていない旨の申告および市の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経たうえで、市長に対して「胎児の数の届出書兼函館市子育て応援給付金（妊婦支援給付金）支給申請書」（別記第7号様式）を提出し支給の申請を行う。

イ アの支給の申請は、原則として、「函館市こんにちは赤ちゃん事業」の実施期間である生後4か月頃までに行うものとする。ただし災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請期限内に支給の申請を行うことができない場合は、出産予定日の8週間前の日（同日前に出産、死産、流産および人工妊娠中絶した場合はその日）以降、その日から二年を経過する日までの間に行うものとする。

ウ 市長は、支給の申請があったときは、速やかに審査を行い、支給が適当と認めたときは「函館市子育て応援給付金（妊婦支援給付金）支給決定通知書」（別記第8号様式）（第9条に規定する出産応援給付金の支給を受けていない者にあつては、妊婦給付認定通知書兼函館市子育て応援給付金（妊婦支援給付金）支給決定通知書）（別記第9号様式）により申請者に通知し、支給を行うものとする。また、支給が不適当と認めたときは、「函館市子育て応援給付金（妊婦支援給付

金）不支給決定通知書」（別記第10号様式）により申請者に通知するものとする。

エ 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

（4） 子育て応援給付金の支給対象者が里帰りしている場合において、出生後の面談等を里帰り先の市町村で実施した場合であっても、子育て応援給付金は、支給対象者が申請時点で市内に住所を有する場合は、市が支給する。

（支給の決定等）

第11条 市長が第9条（3）（ウ）または第10条（3）（ウ）の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、市が定める期限までに申請書の補正が行われないときその他申請者の責めに帰すべき事由により出産応援給付金または子育て応援給付金を支給できなかった場合は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により出産応援給付金または子育て応援給付金の支給を受けた者があるときは、当該給付金の支給の決定の全部または一部を取り消すとともに、期限を定めて当該給付金の返還を命ずるものとし、「函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）・子育て応援給付金（妊婦支援給付金）支給決定取消および返還通知書」（別記第11号様式）により通知するものとする。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第13条 申請者は、出産応援給付金または子育て応援給付金の支給を受ける権利を譲り渡し、または担保に供してはならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行後，当分の間は，函館市出産・子育て応援給付金給付事業実施要綱の規定に基づき提出された函館市出産応援給付金支給申請書（請求書）は，この要綱の規定に基づき提出された函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）支給申請書とみなす。

妊婦給付認定申請書

函館市長 様



妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

1. 申請者（妊婦・妊婦であった方）情報

|                   |                  |     |   |      |   |        |
|-------------------|------------------|-----|---|------|---|--------|
|                   |                  | 届出日 |   | 年    | 月 | 日      |
| ふりがな              |                  | 職   | 業 |      |   |        |
| 氏 名               |                  |     |   |      |   |        |
| 居 住 地・<br>電 話 番 号 | 函館市<br><br>(電話 ) |     |   |      |   |        |
| 生 年 月 日           | 年                | 月   | 日 | 年 齢  | 歳 |        |
| 個 人 番 号           |                  |     |   |      |   |        |
| 出産予定日             | 年                | 月   | 日 | 妊娠月数 | 満 | 週 ( 月) |

2. 妊娠に関して診療を受けている医療機関の情報

|               |  |
|---------------|--|
| 医 療 機 関 の 名 称 |  |
| 住 所           |  |
| 電 話 番 号       |  |
| 診断した医師の氏名     |  |

3. その他

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に函館市外に転出した場合には函館市の妊婦支援給付認定は取り消されます。提出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊婦給付認定申請書 兼  
函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）支給申請書

函館市長 様



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請者（妊婦・妊婦であった方）情報

|          |           |           |          |
|----------|-----------|-----------|----------|
|          |           | 届出日 年 月 日 |          |
| ふりがな     |           | 職 業       |          |
| 氏 名      |           |           |          |
| 居住地・電話番号 | 函館市 (電話 ) |           |          |
| 生年月日     | 年 月 日     | 年 齢       | 歳        |
| 個人番号     |           | 妊娠月数      | 満 週 ( 月) |

2. 妊娠に関して診療を受けている医療機関の情報

|           |  |
|-----------|--|
| 医療機関の名称   |  |
| 住 所       |  |
| 電 話 番 号   |  |
| 診断した医師の氏名 |  |

3. 振込先口座

| 金融機関名        | 支 店 名             | 口座番号    | 口座名義（フリガナのみ） |
|--------------|-------------------|---------|--------------|
| 銀行<br><br>金庫 | 本 店<br>支 店<br>出張所 | 普通 ・ 当座 |              |
|              |                   |         |              |

提出書類

- ☐ 『函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）支給申請書』（本書）
- ☐ 『申請者・請求者本人確認書類の写し（コピー）』  
※申請者・請求者の運転免許証，健康保険証，マイナンバーカード（表面），パスポート等の写しなど
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』  
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など，受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しをご用意ください。

（裏面に続きます。）

#### 4. その他

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に函館市外に転出した場合には函館市の妊婦支援給付認定は取り消されます。提出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

##### 【誓約・同意事項】

- ①函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）（以下「給付金」という。）の支給要件に該当します。
- ②身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- ③給付金の支給要件の該当性等を審査するために、函館市が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。  
また、妊娠確定や出産した医療機関に情報提供を求めることに同意します。
- ④公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤この申請書は、函館市において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥函館市が支給決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、函館市が定める期限までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ⑦給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- ⑧既に他の市町村等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

別記第3号様式（第7条関係）

函 子 母  
令和 年 月 日

様

函館市長 大 泉 潤

妊婦給付認定通知書

先に申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

なお、子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に函館市外に転出した場合には、転出日をもって函館市の妊婦支援給付認定は取消されます。（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。）

また、取消しにより函館市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

上記の取消の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）支給申請書

函館市長 様



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請者（妊婦・妊婦であった方）

|       |  |     |       |   |   |   |
|-------|--|-----|-------|---|---|---|
|       |  | 記入日 |       | 年 | 月 | 日 |
| ふりがな  |  | 生年  | 昭和・平成 |   |   |   |
| 氏 名   |  | 月日  | 年     | 月 | 日 |   |
| 現 住 所 |  |     |       |   |   |   |
| 連 絡 先 |  |     |       |   |   |   |

2. 妊娠届出日（母子健康手帳交付日） 令和 年 月 日

3. 振込先口座

|       |            |         |              |
|-------|------------|---------|--------------|
| 金融機関名 | 支 店 名      | 口座番号    | 口座名義（フリガナのみ） |
| 銀行    | 本 店        | 普通 ・ 当座 |              |
| 金庫    | 支 店<br>出張所 |         |              |

提出書類

- ☐『函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）支給申請書』（本書）
- ☐『申請者・請求者本人確認書類の写し（コピー）』  
※申請者・請求者の運転免許証，健康保険証，マイナンバーカード（表面），パスポート等の写しなど
- ☐『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』  
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など，受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人  
を確認できる部分の写しをご用意ください。

（裏面に続きます。）

#### 4. その他

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に函館市外に転出した場合には函館市の妊婦支援給付認定は取り消されます。提出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

##### 【誓約・同意事項】

- ①函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）（以下「給付金」という。）の支給要件に該当します。
- ②妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- ③給付金の支給要件の該当性等を審査するために、函館市が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。  
また、妊娠確定や出産した医療機関に情報提供を求めることに同意します。
- ④公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤この申請書は、函館市において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥函館市が支給決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、函館市が定める期限までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ⑦給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- ⑧既に他の市町村等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

別記第5号様式（第7条，第9条関係）

妊婦給付認定通知書 兼  
函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）支給決定通知書

函 子 母  
令和 年 月 日

様

函館市長

先に申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。  
また，函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）の支給については，内容審査の結果，次のとおり支給決定し，指定の口座へ振込手続きをしましたので通知します。

記

|        |          |  |
|--------|----------|--|
| 支給決定金額 | 円        |  |
| 支払日    | 令和 年 月 日 |  |
| 振込先口座  | 銀行名      |  |
|        | 支店名      |  |
|        | 預貯金種目    |  |
|        | 口座番号     |  |
|        | 口座名義人    |  |

- 次の条件を承認されたい。
- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があった場合は，この給付金の支給の決定の全部または一部を取り消し，当該取消しに係る部分に関し，既に給付金が支給されているときは，期限を定めて，その返還を命ずることがある。
  - (2) 給付金の返還を命ぜられ，これを納期日までに納付しなかったときは，納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ，その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については，当該納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

なお、子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に函館市外に転出した場合には、転出日をもって函館市の妊婦支援給付認定は取消されます。(本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。)

また、取消しにより函館市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

上記の取消の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第6号様式（第9条関係）

函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）不支給決定通知書

函 子 母  
年 月 日

様

函館市長

先に申請のあった函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）の支給については、内容審査の結果、下記のとおり不支給を決定しましたので通知します。

記

|        |  |
|--------|--|
| 不支給の理由 |  |
|--------|--|

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

胎児の数の届出書 兼  
函館市子育て応援給付金（妊婦支援給付金）支給申請書

函館市長 様



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 届出者の情報

|       |  |     |       |   |   |   |   |
|-------|--|-----|-------|---|---|---|---|
|       |  | 記入日 |       |   | 年 | 月 | 日 |
| ふりがな  |  | 生年  | 昭和・平成 |   |   |   |   |
| 氏 名   |  | 月日  |       | 年 | 月 | 日 |   |
| 現 住 所 |  |     |       |   |   |   |   |
| 連 絡 先 |  |     |       |   |   |   |   |

2. 今回の妊娠で交付された母子健康手帳の数（妊娠していた子どもの数）： \_\_\_\_\_冊

3. 振込先口座 （※ 1 回目の振込先と変更なければ記載不要です。）

| 金融機関名 | 支 店 名 | 口座番号    | 口座名義（フリガナのみ） |
|-------|-------|---------|--------------|
| 銀行    | 本 店   | 普通 ・ 当座 |              |
| 金庫    | 支 店   |         |              |
|       | 出張所   |         |              |

提出書類

☐『函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）支給申請書』（本書）

☐『申請者・請求者本人確認書類の写し（コピー）』  
※申請者・請求者の運転免許証，健康保険証，マイナンバーカード（表面），パスポート等の写しなど

☐『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（※ 1 回目の振込先と変更なければ提出不要です。）  
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など，受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人  
を確認できる部分の写しをご用意ください。

（裏面に続きます。）

**【誓約・同意事項】**

- ①函館市子育て応援給付金（妊婦支援給付金）（以下「給付金」という。）の支給要件に該当します。
- ②身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- ③給付金の支給要件の該当性等を審査するために、函館市が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。  
また、妊娠確定や出産した医療機関に情報提供を求めることに同意します。
- ④公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤この申請書は、函館市において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥函館市が支給決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、函館市が定める期限までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ⑦給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- ⑧既に他の市町村等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

別記第8号様式（第10条関係）

函館市子育て応援給付金（妊婦支援給付金）  
支給決定通知書

函 子 母  
令和 年 月 日

様

函館市長

先に申請のあった函館市子育て応援給付金（妊婦支援給付金）の支給については，内容審査の結果，次のとおり支給決定し，指定の口座へ振込手続きをしましたので通知します。

記

|        |          |  |
|--------|----------|--|
| 支給決定金額 | 円        |  |
| 支払日    | 令和 年 月 日 |  |
| 振込先口座  | 銀行名      |  |
|        | 支店名      |  |
|        | 預貯金種目    |  |
|        | 口座番号     |  |
|        | 口座名義人    |  |

- 次の条件を承認されたい。
- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があった場合は，この給付金の支給の決定の全部または一部を取り消し，当該取消しに係る部分に関し，既に給付金が支給されているときは，期限を定めて，その返還を命ずることがある。
  - (2) 給付金の返還を命ぜられ，これを納期日までに納付しなかったときは，納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ，その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については，当該納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

別記第9号様式（第10条関係）

妊婦給付認定通知書 兼  
函館市子育て応援給付金（妊婦支援給付金）支給決定通知書

函 子 母  
令和 年 月 日

様

函館市長

先に申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。  
また、函館市子育て応援給付金（妊婦支援給付金）の支給については、内容審査の結果、次のとおり支給決定し、指定の口座へ振込手続きをしましたので通知します。

記

|        |          |  |
|--------|----------|--|
| 支給決定金額 | 円        |  |
| 支払日    | 令和 年 月 日 |  |
| 振込先口座  | 銀行名      |  |
|        | 支店名      |  |
|        | 預貯金種目    |  |
|        | 口座番号     |  |
|        | 口座名義人    |  |

- 次の条件を承認されたい。
- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があった場合は、この給付金の支給の決定の全部または一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。
  - (2) 給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

なお、子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に函館市外に転出した場合には、転出日をもって函館市の妊婦支援給付認定は取消されます。(本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。)

また、取消しにより函館市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

上記の取消の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第10号様式（第10条関係）

函館市子育て応援給付金（妊婦支援給付金）不支給決定通知書

函 子 母  
年 月 日

様

函館市長

先に申請のあった函館市子育て応援給付金（妊婦支援給付金）の支給については、内容審査の結果、下記のとおり不支給を決定しましたので通知します。

記

|        |  |
|--------|--|
| 不支給の理由 |  |
|--------|--|

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第 1 1 号様式（第 1 2 条関係）

函館市出産応援給付金（妊婦支援給付金）・

子育て応援給付金（妊婦支援給付金）支給決定取消および返還通知書

函 子 母  
年 月 日

様

函館市長

年 月 日函子母をもって支給決定をした函館市出産応援給付金または函館市子育て応援給付金については，下記のとおり，支給の決定の全部または一部を取り消したので，返還されるよう通知します。

記

|        |       |
|--------|-------|
| 給付金の種別 |       |
| 取消しの理由 |       |
| 支給済額   | 円     |
| 返還金額   | 円     |
| 返還期日   | 年 月 日 |